

1. 件名：検査制度見直しに関する原子力エネルギー協議会等との面談

2. 日時：令和元年10月3日（木）16：05～17：40

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室B

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

検査監督総括課 渡邊課長補佐、伊藤課長補佐、岡課長補佐、高橋課長補佐

専門検査部門 嶋崎管理官補佐、澤田原子力規制制度研究官、村尾企画調査官、柳原子力専門検査官

実用炉審査部門 義崎管理官補佐、照井安全審査官、桐原調整係長

長官官房 制度改正審議室 古作企画調査官

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 品質・安全評価グループ 課長 他1名

関西電力株式会社 原子力事業本部 部長 他4名

四国電力株式会社 原子力本部 原子力部 設備保全G 副リーダー

九州電力株式会社 発電本部 原子力工事グループ 課長

日本原子力発電株式会社 発電管理室 設備管理グループ 課長 他1名

電源開発株式会社 原子力技術部 安全総括室 課長

原子力エネルギー協議会 副部長 他4名

5. 要旨

(1) 原子力エネルギー協議会（以下「ATENA」という。）等から、配布資料（1）、（2）及び（3）に基づき、設計及び工事の方法その他の工事の計画の認可（以下「設工認」という。）や使用前事業者検査に関する経過措置で確認したい事項について説明があり、原子力規制庁と意見交換を行った。

(2) 原子力規制庁から、各規則の経過措置の規定よりも上位の法律で規定されている事項は当該規定に従うものであり、読替えが自明の事項については記載がないこと、庁内で法的な調整を行っている事項についてはその進捗に合わせて面談を行うこと、制度施行後に新たに法令等で要求される事項であっても事業者が事前に体制等を準備して自主的に進めておく方が円滑に移行できる事項については制限されるものではないこと、懸案事項については具体的な工事等の事例を踏まえて検討する必要があることを伝え、ATENA等と認識を共有した。

6. 配布資料

- (1) 第31回原子力規制委員会（令和元年9月25日）資料3別紙1 確認したい事項（ATENA資料）
- (2) 設工認（工事の方法）が認可されるまでの認可・届出「不要」な工事の使用前事業者検査について（現行制度下において検査対象外のもの）（ATENA資料）
- (2) 保安規定及び設工認の申請手続きの考え方について（ATENA資料）